

2017/2/21

株式会社なんつね

設備投資をお考えの中小企業の皆様には「さらにチャンス！」です。

2016年7月1日から中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例措置が開始されました。

現在、以下の機種が証明書の発行対象機種です。(生産性向上設備投資促進税制の対象機種とは、要件が若干異なります。)

条件を満たせば、生産性向上設備投資促進税制等の重複適用も可能です。

※当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。制度の詳細は中小企業庁のホームページにてご確認いただくか管轄税務署にお問い合わせください。

NTD-300・NTD-300F・NTD-165・NTD-165F・
NUS-300・NUS-300 II
BOON-360SP・BOON-360EC II・BOON-360EV
NS-300 II
SSN-180(※1)
NAS-350

(※1) 2017年12月31日までにお客様が取得した分が対象です。

※その他の機種につきましては販売店又は弊社 WEB サイトのトップページ「お問い合わせ」までご連絡頂きますようよろしくお願い申し上げます。

税制措置期間：平成 28 (2016) 年 7 月 1 日～平成 31 (2019) 年 3 月 31 日

制度の詳細は中小企業庁の経営サポート「経営強化法による支援」をご参照ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>